

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|--------------------------------|---------|
| ◎ 告 示 | 所管課(室)名 |
| ○長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱の廃止 | 県民協働課 |
| ○長崎県環境部関係補助金等交付要綱の廃止 | 環境政策課 |
| ○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱 | 県民協働課 |
| | 環境政策課 |
| ○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正 | こども未来課 |

告 示

長崎県告示第300号

長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第369号）は、令和2年3月31日限り廃止する。ただし、令和元年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第301号

長崎県環境部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の8）は、令和2年3月31日限り廃止する。ただし、令和元年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第302号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 県民生活環境部の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第3条 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでな

い場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(状況報告等)

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき認められるものについては、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき認められるものについては、これを省略することができる。

(1) 請求内訳書

(2) 出来高調書

(3) 事業の実施における契約書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表 (第2条関係)

県民生活環境課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|-------------------|---|---|----------|---------|
| 1 | 長崎県ボランティア振興事業費補助金 | 地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化等、地域全体で支える基盤を構築することにより、地域福祉の増進を図る。 | 次に掲げる地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業 (2) 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業 (3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業 (4) その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業 | 10分の10以内 | 社会福祉法人等 |

人権・同和対策課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|--------------------|------------------|----------------|----------------|--------------|
| 1 | 長崎県人権擁護委員連合会運営費補助金 | 人権擁護活動の推進と充実を図る。 | 補助対象者の運営に要する経費 | 予算の範囲内で知事が定める額 | 長崎県人権擁護委員連合会 |

交通・地域安全課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------|---------------|
| 1 | 交通安全指導員設置費補助金 | 道路歩行者等の交通安全の確保及び交通安全思想の普及を図る。 | 補助対象者が交通安全指導員を設置するために要する経費 | 2分の1以内 | (一財)長崎県交通安全協会 |
| 2 | 長崎県交通安全母の会連合会補助金 | 家庭及び地域における交通安全思想の普及及び定着を促進する。 | 補助対象者が行う交通安全実践活動事業に要する経費 | 予算の範囲内で知事が定める額 | 長崎県交通安全母の会連合会 |

生活衛生課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|------------------------|---|---|-----------------------------|--|
| 1 | 長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金 | 公衆浴場の経営の安定を図る。 | 公衆浴場の浴槽、油タンクその他の基幹設備の更新及び補修並びに内装工事に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 | 3分の1以内。ただし、80万円を限度とする。 | 営業許可を受け、入浴料金につき物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定による統制額を指定された公衆浴場を営業者 |
| 2 | 長崎県公衆浴場施設整備改善資金利子補給補助金 | 公衆浴場施設の近代化及び衛生水準等の向上を図る。 | 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた施設整備改善資金の利子償還に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 | 100分の3以内。ただし、1,000万円を限度とする。 | 営業許可を受け、入浴料金につき物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定による統制額を指定された公衆浴場を営業者 |
| 3 | 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金 | 生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。 | 補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 経営指導員及び補助員の配置に要する経費 (2) 生活衛生関係の営業相談室の運営事業 (3) 税務相談等事業 (4) 後継者育成支援事業等 | 予算の範囲内で知事が定める額 | (公財)長崎県生活衛生営業指導センター |
| 4 | 生活衛生関係営業振興事業費補助金 | 生活衛生関係営業の振興及び活性化を図る。 | 生活衛生同業組合が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、補助対象者が補助する場合の当該経費 (1) 講習会又は研修会の開催に要する経費 (2) 郷土料理又は専門料理の開発又は研究に要する経費 (3) 情報の共有化に要する経費 (4) 感染症防止対策及び食品の安全安心に関する正しい知識の啓発に要する経費 | 予算の範囲内で知事が定める額 | (公財)長崎県生活衛生営業指導センター |
| 5 | 公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会事業費補助金 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成27年法律第70号）に基づく食鳥の検査 | 次に掲げる事業に要する経費 (1) 食鳥検査及び協会の管理運営に要する経費 (2) 検査員の技術研修に要する経費 (3) 検査員の食鳥肉の衛生に関する指導及び調査研究に要する経費 | 10分の10以内 | (公財)長崎県食鳥肉衛生協会 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 事業の推進並びに検査員の技術指導の実施と併せて食鳥処理業者等に対する食鳥検査の知識の普及を図る。 | | |
|--|--|--|--|

食品安全・消費生活課関係

| 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|--------------------|--|---|--------------------------------------|--|
| 1 市町金融広報生活設計事業費補助金 | 健全で合理的な生活計画及び暮らしと密接に関連する金融経済知識の啓発と普及を図る。 | 次に掲げる経費 (1) 金融に関する講座、講習会、学習会、講演会、セミナー等の開催に要する経費 (2) 金融に関する情報の発信に要する経費 (3) 金融広報委員会のPR活動に要する経費 | 10分の10以内 | 市町 |
| 2 長崎県新生活運動推進事業費補助金 | 安全で安心して暮らせる住みよいまちづくり運動を推進する。 | 補助対象者の運営に要する経費 | 予算の範囲内で知事が定める額 | 長崎県新生活運動協議会 |
| 3 長崎県消費者行政推進補助金 | 消費者行政の強化・推進を図る。 | 1 強化事業として次に掲げる経費 (1) SDGsへの対応のための事業に要する経費 (2) 国の制度改正等に対応した重要消費者政策のための事業に要する経費 (3) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業に要する経費 2 推進事業として次に掲げる経費 (1) 消費生活相談機能整備・強化事業に要する経費 (2) 消費生活相談員養成事業に要する経費 (3) 消費生活相談員等レベルアップ事業に要する経費 (4) 消費生活相談体制整備事業に要する経費 (5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業に要する経費 (6) 消費生活センターを置く市町が行う消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務に要する経費 | 2分の1又は3分の1 定額 | 市町 県内に所在し、県内全域で活動する適格消費者団体の認定を受けた、又は当該認定を受けようとする特定非営利活動法人 |

| | | | | | |
|---|--------------|--|--|--------|---|
| 4 | 長崎県食育推進事業補助金 | 国の第3次食育推進基本計画及び第三次長崎県食育推進計画の目標達成に向けた地域における食育活動を推進する。 | 次に掲げる事業に要する経費 (1) 食育推進検討会の開催に要する経費 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催に要する経費 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進に要する経費 (4) 食文化の保護及び継承のための取組の支援に要する経費 (5) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費 (6) 和食給食の普及に要する経費 (7) 共食の場における食育活動に要する経費 (8) 食品ロスの削減に向けた取組に要する経費 | 2分の1以内 | 市町・民間団体等及び法人格を有しない団体で地方農政局長等が特に必要と認めるもの |
|---|--------------|--|--|--------|---|

地域環境課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|---------------------|------------------|---|-----------------------------|------------------|
| 1 | 大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金 | 大村湾の環境美化を図る。 | 次に掲げる経費 (1) 浮遊ゴミの陸揚げ、陸送及び焼却埋立の経費 (2) 海上の清掃活動経費 | 2分の1以内。 ただし、400万円を限度とする。 | 大村湾をきれいにする会 |
| 2 | 生活排水対策重点地域活動促進事業補助金 | 生活排水対策の実施の推進を図る。 | 次に掲げる経費 (1) 生活排水に係る啓発活動に要する経費 (2) 水質保全に係る意識の向上を目的とした水生生物観察会、調査等の事業に要する経費 (3) 知事が特に必要と認める経費 | 2分の1以内 | 生活排水対策重点地域を有する市町 |

水環境対策課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|-----------------|---|--|-----------------|-----------------|
| 1 | 長崎県浄化槽設置整備事業補助金 | 浄化槽の普及促進を図り、し尿と生活雑排水をあわせて処理することにより、公用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に寄与する。 | 次に掲げる経費。ただし、補助対象経費の基準は、別に定める。 (1) 浄化槽設置整備事業において、補助対象者が浄化槽の設置に要する費用を助成するために必要な経費 (2) 浄化槽市町村整備推進事業において、補助対象者が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備するために必要な経費 | 別に定める基準により算定する額 | 市町 |
| 2 | 長崎県農山漁村地域整備交付金 | 農業用排水の水質保全、機能維持及び農村生活環境の | 農業集落における汚水処理施設の整備に要する経費 (1) 汚水処理施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築 | (1) 2分の1以内 | (1) 市町、一部事務組合、土 |

| | | | | | | |
|---|--------------|---|-----------------------------------|--|---|--|
| | | 改善を図る。 | | <p>(2) (1)の事業に必要な調査及び計画の策定</p> <p>(3) 農業集落排水施設等の劣化状況等を調査する機能診断調査</p> <p>(4) 機能診断調査等に基づき対策方法等を定めた最適整備構想の策定</p> | <p>(2) 2分の1以内</p> <p>(3) 1施設当たり200万円を限度とする。</p> <p>(4) 1構想当たりの処理区数に100万円を乗じて得た額に200万円を加えた額。ただし、800万円を限度とする。</p> | <p>地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体</p> <p>(2) 市町</p> <p>(3) 市町</p> <p>(4) 市町</p> |
| 3 | 長崎県污水処理総合交付金 | <p>污水処理施設整備事業を推進することにより、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図る。</p> | <p>新規に着手する污水処理施設整備事業の施行に必要な経費</p> | <p>次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める率。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合においては、第2号に定める率とする。</p> <p>(1) 当該整備事業の対象地域が水質汚濁防止法第14条の8第1項の指定を受けた地域の場合 100分の5(当該事業の着手前々年度末の污水処理人口普及率が50パーセント未満の市町にあっては、100分の10)</p> <p>(2) 当該整備事業の対象地域が離島振興法第2条第1項の指定を受け</p> | 市町 | |

| | | | | | |
|---|------------------|--|---|-------------------|----|
| | | | | た地域の場合 100分の10 | |
| 4 | 長崎県生活基盤施設耐震化等交付金 | 水道施設等の耐震化及び老朽化対策並びに水道事業の広域化を行うことにより、生活基盤を強化し、生活環境の改善に寄与する。 | 県が策定する生活基盤施設耐震化等事業計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費 | 別に定める基準により算定する額 | 市町 |

資源循環推進課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|-------------------|---|--|--|-----------|
| 1 | 長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業補助金 | 漂流又は漂着ごみの撤去等を促進することにより、海岸環境の保全を図る。 | 補助対象者が漂流又は漂着ごみ（災害等により国等からの補助金の交付の対象となる場合を除く。）の撤去、運搬及び処分に要する経費 | 補助率及び交付限度額は次のとおり。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。 (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項で指定される地域の場合10分の6以内。 ただし、420万円を限度とする。 (2) (1)以外の場合2分の1以内。 ただし、150万円を限度とする。 | 市町 |
| 2 | 政令市適正処理支援事業補助金 | 不法投棄等監視パトロール若しくは産業廃棄物処理業者等への立入検査又は事業者が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態把握により、産業 | 次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 適正処理監視事業 不法投棄等監視パトロール又は産業廃棄物処理業者等への立入検査業務 (2) PCB廃棄物実態把握調査事業 5人以上の従業員を有する事業者に対するポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態把握調査業務 | 10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。 | 長崎市及び佐世保市 |

| | | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|--|-----------|
| | | <p>廃棄物の適正処理推進を図る。</p> | | | |
| 3 | <p>長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金</p> | <p>海岸の良好な景観及び環境並びに海岸環境を保全し、海洋ごみの円滑な処理及び発生抑制を図る。</p> | <p>海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海洋ごみの回収及び処理並びに発生抑制対策等に要する経費</p> | <p>(1) 離島振興対策実施地域 10分の9以内（海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であって、朝鮮半島からのものと思料されるものであると別に定める手続きにより海上保安庁が確認したもの（以下「確認漂着木造船等」という。）を回収・処理する場合は、10分の9.5以内）。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。</p> <p>(2) 過疎地域、半島振興対策実施地域並びに有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に規定する指定地域 10分の8以内（確認漂着木造船等を回収・処理する場合は、10分の9以内）。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。</p> | <p>市町</p> |

- (3) (1)及び(2)以外の地域 10分の7以内（確認漂着木造船等を回収・処理する場合は、10分の8.5以内）。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。
- (4) 県が管理する海岸においては、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ定める率を加えるものとする。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。
- ア (1)の地域
10分の1
以内
- イ (2)の地域
10分の2
以内
- ウ (3)の地域
10分の3
位内
- (5) 海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）第

| | | | | | |
|---|---------------|----------------------|---|--|------------|
| | | | | <p>2条第2項に規定する「漂流ごみ等」をいう。ただし、水底土砂は除く。)の海からの持ち帰りが無償で行われている事業については、10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が認める額を限度とし、超える部分は(1)、(2)又は(3)の補助率とする。</p> <p>(6)「沿岸都道府県における漂着ごみ組成調査」を県と連携し実施する場合については、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ定める率を加えるものとする。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。</p> <p>ア (1)の地域 10分の1 以内</p> <p>イ (2)の地域 10分の2 以内</p> <p>ウ (3)の地域 10分の3 以内</p> | |
| 4 | 長崎県保健環境連合会補助金 | 潤いと安らぎのある快適な環境創造を図る。 | <p>補助対象者の運営に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 長崎県保健環境連合会の組織の育成強化対策の推進に要する経費</p> <p>(2) 環境美化対策に要する経費</p> | 10分の10以内 | 長崎県保健環境連合会 |

| | | | | | |
|---|-----------------|----------------------------------|---|----------|----|
| | | | (3) 資源リサイクル運動の推進に要する経費 (4) 健康づくり運動の推進に要する経費 (5) 研修及び啓発活動の推進に要する経費 (6) その他知事が特に必要と認める経費 | | |
| 5 | 長崎県海ごみ対策推進事業補助金 | 県が管理する海岸保全区域等の環境の保全を効率的かつ効果的に図る。 | 県と協議して定める計画に基づく県が管理する海岸保全区域等に係る海ごみの撤去等のために補助対象者が負担した経費 | 10分の10以内 | 市町 |

自然環境課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---|-------------------|--|--|--|---|
| 1 | 長崎県国立公園清掃活動費補助金 | 国立公園の美化清掃を推進し、その清潔を保持する。 | 県内の国立公園重点清掃地域での美化清掃活動に要する経費 | 3分の1以内 | 佐世保市 一般社団法人平戸観光協会 一般社団法人五島市観光協会 一般財団法人自然公園財団雲仙支部 |
| 2 | 緑といきもの賑わい事業補助金 | 「長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画」に基づく各種保全対策を推進する。 | 次に掲げる事業等に要する経費 (1) 緑化事業及び花壇の造成 (2) 公有地における原風景再生のための緑化樹木等の購入 (3) 長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画に基づく保全地域等の保全事業、希少野生動植物の保護増殖事業等 (4) 緑化樹木の購入及び植栽並びに花壇の造成 | (1) 2分の1 (離島部にあっては3分の2)以内 (2) 10分の10以内 (3) 2分の1 (離島部にあっては3分の2)以内 (特定非営利活動法人、任意団体等の場合は、10分の9以内) (4) 2分の1以内 | 市町、特定非営利活動法人等 |
| 3 | 雲仙市道小浜仁田峠循環線整備交付金 | 雲仙市道小浜仁田峠循環線の整備を図る。 | 補助対象者が行う雲仙市道小浜仁田峠循環線の整備に係る経費 | 2分の1以内 | 雲仙市 |
| 4 | 長崎県自然環境整備事業補助金 | 国立公園又は国定公園等の保護と適正な | 国立公園又は国定公園等において次に掲げる事項のいずれか又は両方の対策を講じることを目的とした施設 | 国立公園整備事業 2分の1以内 | 市町 |

| | | | | | |
|---|------------------|--------------------------|--|--|----|
| | | 利用を図る。 | の整備に要する経費 (1) 公園利用者の安全確保を図るための利用施設の老朽化対策に資するもの (2) 訪日外国人の快適な公園利用に資するもの | 国定公園等整備事業 100分の45以内 | |
| 5 | 長崎県環境保全施設整備事業補助金 | 国立公園又は国定公園等の保護と適正な利用を図る。 | 国立公園又は国定公園等において次に掲げる事項の両方を満たす対策を講じることを目的とした施設の整備に要する経費 (1) 既存施設の長寿命化を主目的とするもの (2) 予防保全型管理施設として個別施設計画を策定し、維持管理していく施設であるもの | 国立公園整備事業 2分の1以内 国定公園等整備事業 100分の45以内 | 市町 |

長崎県告示第303号

長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----------------------|-------------------|----------------------------|--|--|-------------------------|---|-------------------|------------------------|---|------------------------|--------------|
| 別表（第2条関係） 子ども未来課関係 | | | | | | 別表（第2条関係） 子ども未来課関係 | | | | | |
| 区分 | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 | 区分 | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
| 1及び2 略 | | | | | | 1及び2 略 | | | | | |
| 3 | 長崎県保育対策総合支援事業費補助金 | 乳幼児の福祉の向上及び保育人材の確保を図る。 | 仕事と子育て等との両立を容易にし、子育ての負担を緩和するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(4) 略 (5) 医療的ケア児保育支援モデル事業 (6) 略 | (1)～(4) 略 (5) 4分の1以内 (6) 略 | (1)から(5)まで 略 | 3 | 長崎県保育対策総合支援事業費補助金 | 乳幼児の福祉の向上及び保育人材の確保を図る。 | 仕事と子育て等との両立を容易にし、子育ての負担を緩和するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(4) 略 (5) 略 | (1)～(4) 略 (5) 略 | (1)から(4)まで 略 |
| 4～15 略 | | | | | | 4 認可外保育施設ほのぼの育成事業費補助金 | | | | | |
| | | | | | | 認可外の保育施設に入所する児童の福祉の増進を図る。 | | | | | |
| | | | | | | 入所児童の健康管理のための健康診断、歯科検診の実施、安全及び衛生対策に関する事業に要する経費 | | | | | |
| | | | | | | 2分の1以内 | | | | | |
| | | | | | | 市町（中核市を除く。） | | | | | |
| 16～24 略 | | | | | | 5～16 略 | | | | | |
| 25 | | | | | | 17 | | | | | |
| 長崎県子ども・子育て・保育 | 幼児教育・保育 | 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のために必要な事務 | 10分の10以内 | 市町 | 認可外保育施設における障害児保育の充実を図る。 | 障害児が入所している国庫補助の運営費支援対象の認可外保育施設における障害児保育に要する経費。ただし交付基準額は、知事が別に定める。 | 2分の1以内 | 市町 | | | |
| 18～26 略 | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--------------------|---|-----------------------|--|--|
| 育て支援 事業費補 助金 | の無償化 の円滑な 実施のた めの必要 な体制整 備を図る。 | 費及びシステム改修費等に要 する経費 | | |
|--------------------|---|-----------------------|--|--|

こども家庭課関係

| 区分 | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|--------|-------------------------|--|---|------------------|---|
| 1～17 略 | | | | | |
| 18 | 長崎県社会的養護自立支援事業費補助金 | 児童養護施設等へ入所して18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除した者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除者のうち継続支援が適当なものについて、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援を行うために要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 | 児童養護施設等へ入所して18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除者のうち継続支援が適当なものについて、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援を行うために要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 | 予算の範囲内で知事が別に定める額 | 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、若しくは自立援助ホームの設置者又は里親 |
| 19 | 児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金 | 児童養護施設等におけるICT化の推進を図る。 | 児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 | 予算の範囲内で知事が別に定める額 | 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム又はファミリーホームの設置者 |
| 20 | ファミリーホーム等開設支援事業補助金 | ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等を実施することにより措置児童の生活向上を図る。 | ファミリーホーム措置児童等の生活向上に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 | 予算の範囲内で知事が別に定める額 | ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、又は分園型小規模グループケアの設置者 |

こども家庭課関係

| 区分 | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|--------|-------------------------|--|---|------------------|---|
| 1～17 略 | | | | | |
| 18 | 長崎県社会的養護自立支援事業費補助金 | 児童養護施設等へ入所して18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除した者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除者のうち継続支援が適当なものについて、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援を行うために要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 | 児童養護施設等へ入所して18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除者のうち継続支援が適当なものについて、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援を行うために要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 | 予算の範囲内で知事が別に定める額 | 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム又は里親 |
| 19 | 児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金 | 児童養護施設等におけるICT化の推進を図る。 | 児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 | 予算の範囲内で知事が別に定める額 | 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム又はファミリーホーム |

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二一一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所